

# 公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター 暴力相談委員等(弁護士)名簿



(令和5年度福島県弁護士会民事介入暴力対策(兼)被害者救済センター運営委員会委員名簿)

<福島>

R5. 9. 26 責任考護翌

<mark>川端 茂樹</mark>(暴力追放相談委員・専門委員)

責任者講習 -講師予定

安倍川端法律事務所(TEL024-572-4825) 〒960-8107 福島市浜田町 3 番 17 号 加藤ビル 2 階 202 号

#### 佐々木 廣充 (暴力追放相談委員)

佐々木廣充法律事務所(TEL024-535-3554) 〒960-8112 福島市花園町 1-30 1 階

#### 菅野 昭弘

すがの法律事務所 (TEL024-515-0828) 〒960-8131 福島市北五老内町 2-38

#### **菅野 浩司** (暴力追放相談委員)

菅野浩司法律事務所(TEL024-534-6048) 〒960-8131 福島市北五老内町 1-3 福島法曹ビル 305 号

#### <mark>駒田 晋一</mark>(暴力追放相談委員)

鈴木芳喜事務所(TEL024-533-3227) 〒960-8111 福島市五老内町 6-9

<郡山>

#### 吉津 健三 (暴力追放相談委員)

きつ法律事務所 (TEL024-927-5114) 〒963-8013 郡山市神明町 14番3号

#### 高橋 久紀 ((公財)福島県暴力追放運動推進センター評議員)

クレイス法律事務所(TEL024-922-9799) 〒963-8877 郡山市堂前町 2-11

#### <u>佐藤 宏昭</u>(暴力追放相談委員・専門委員)

遠藤大助法律事務所(TEL024-938-8115) 〒963-8876 郡山市麓山一丁目 3 番 6 号

#### 吉田 健祐 (暴力追放相談委員)

吉田健祐法律事務所(TEL024-953-8836) 〒963-8851 郡山市開成三丁目 8 番 8 号 OKINOビル 103 号室

### 長谷川 啓 (暴力追放相談委員)

R6.1.31 責任者講習 講師予定

けやき法律事務所(TEL024-933-0823) 〒963-8876 郡山市麓山 1-2-13

#### <白河>

R5. 11. 21 責任者講習 —講師予定

<mark>穗積 学</mark>(暴力追放相談委員・専門委員)

穗積法律事務所(TEL0248-24-5880) 〒961-0854 白河市高山 150 番地 9

<会津若松>

R5. 10. 31 責任者講習 講師予定

新田 周作 (暴力追放相談委員)

葵綜合法律事務所 (TEL0242-28-0804) 〒965-0876 会津若松市山鹿町 5-22 タウンホーム・ヤマガ 101 号室

くいわき>

# <mark>佐藤 剛志</mark>(暴力追放相談委員)

佐藤法律事務所 (TEL0246-35-0234) 〒970-8026 いわき市平字白銀町 1-1 不二屋第一ビル 3 階

R5. 12. 12 責任者講習 \_講師予定

#### **櫛田 啓** (暴力追放相談委員)

鹿島の杜法律事務所 (TEL0246-84-5370) 〒971-8141 いわき市鹿島町走熊字小神山 63-1 いわきビジネスセンタービル 202

## <mark>髙橋 知稀</mark>(暴力追放相談委員)

浜通り法律事務所 (TEL0246-68-8700) 〒970-8026 いわき市平字田町 120 ラトブ7 階

<相馬>

R5. 9. 1 責任者講習

講師予定

**髙橋 俊樹** (暴力追放相談委員)

ブレインハート法律事務所 相馬オフィス(TEL0244-26-3327) 〒976-0042 相馬市中村字田町 2-1 さくらビル2階

#### ~弁護士に委嘱している役職について~

1:センター職員が受けた暴力団に関する相談のうち、弁護士ではないと解決できない事案については、センターから<mark>暴力相談委員</mark>として委嘱された弁護士が、<u>初回の相談に</u>限り無料で対応しています。

2:センターが指定暴力団の事務所の付近住民から委託を うけて、事務所使用差止請求のための一切の裁判上又は裁 判外の行為を行う際に、センターから専門委員として委嘱 された弁護士に必要な助言又は意見を伺うことができま す。

3: 評議員は、理事・監事の選解任や定款の変更について 議決権を行使及び計算書類の承認等を通じ、法人運営が法 令や定款に基づき適正に行われているか監視する役割を 担っている評議員会の構成員です。

\* 敬称及び法律事務所名の「弁護士法人」は省略